

## ○再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則の運用について

平成 28 年 3 月 22 日 27 人委第 100 号  
各任命権者あて 人事委員会委員長通  
知

再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則（平成 28 年長野県人事委員会規則第 15 号）の運用について下記のとおり定めたので、平成 28 年 4 月 1 日以降はこれによってください。

### 記

#### 第 9 条関係

「その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるもの」とは日本放送協会による放送の役務の給付とする。

#### 第 16 条関係

この条の第 3 号に規定する「人事委員会が定める額」とは、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた日から起算して一年間につき、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 3 項第 1 号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第 86 条第 2 項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。